

特別養護老人ホーム庄の里 入所判定指針

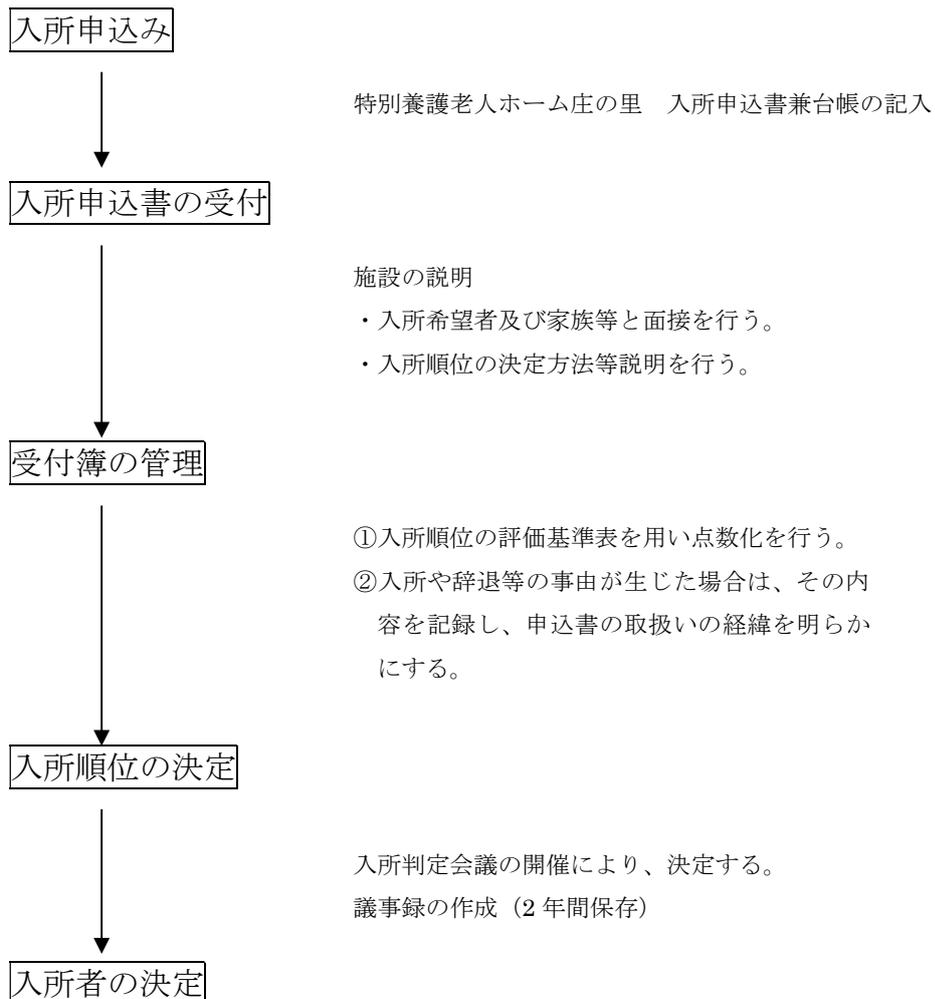
1. 目的

この規定書は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第6条第3項に基づく入所者決定の透明性・公平性を確保するため、入所に関する手続き及び基準を明示することにより、介護保険制度の趣旨に即した施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

2. 適用範囲

施設入所申込及び順位決定に適用する。

3. 業務フロー



4. 入所判定会議

施設は、入所申し込者数や空床状況を勘案しながら、入所順位の決定順位の決定方法に基づき、入所順位を決定する事務を処理するため、入所判定会議を設置する。

① 委員構成

判定会議の委員は、施設長、副施設長、事務長、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員等5人以上で構成する。また、施設以外の第三者の参加を求めることがある。

② 開催

判定会議は、施設長が招集し、概ね2ヶ月に一回程度開催する。

③ 所掌事務

判定会議は、合議により入所の必要性の検討を行い、入所順位名簿を整備・調整する。

④ 議事録

判定会議は、協議の内容を記載した議事録を作成し、2年間保存するとともに、県又は倉敷市から求められた場合には、これを提出するものとする。

⑤ 守秘義務

施設の職員及び判定会議に出席する者は、判定会議により知り得た入所希望者やその家族等に関する個人情報を漏らしてはならない。また、施設を退職した後、又は判定会議を離れた場合も同様とする。

⑥ 説明責任

施設は、入所希望者や家族等から入所の判定等に関する説明を求められた場合に、相談支援室が適切に対応するものとする。

5. 入所順位の決定

施設は、入所申し込みを受け付ける際に、次に掲げる個別情報を調査し、その結果を別紙評価基準表に反映させて点数化し、及び特記事項の内容に鑑み、入所順位を決定する。

- 申込者の状態（要介護度・日常生活自立度・年齢等）
- 介護者の状況等
- 待機期間
- 特記事項

- ・ 認知症状による顕著な行動障害・医療的処置の状況・住居環境・介護保険による居宅サービスや施設サービスの利用状況等・虐待の有無・地域性・年齢・その他施設が必要とする事項

6. 入所者の決定

施設長は、入所順位名簿に基づき入所者の決定を行なうものとする。

ただし、入所者の決定にあたっては、施設におけるご利用者の生活全般の安定を図る上で、次の項目を勘案・調整して決定する。

- ① 性別（部屋単位の男女構成）
- ② 地域性（入所後の家族関係の維持等）
- ③ 医療の必要性（施設生活での医療の限界等）

④ 重度認知症状等により激しい行動障害が見られる場合（暴力、大声等）

7. 特別な事由による入所

次の場合には、施設長の判断により例外的に入所の決定ができる。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所による場合
- (2) 入院中の入所者の再入所が早まった場合
- (3) 介護者による虐待、介護放棄若しくは介護者の急な入院・死亡等により、緊急的入所の申出があり、その必要性が認められ委員会を招集する余裕のない場合
- (4) 在宅復帰、又は長期入院していた者からの入所申込みがあり、優先しての再入所が妥当と認められる場合

8. 入所辞退者・保留者の取扱い

施設から申込者に入所の案内を行った際、申込者の都合により入所の辞退があった場合には、入所順位名簿から削除する。

9. 申込者の調査等

施設入所申込者について、入所申込みの継続意思並びに申込者及び介護者等の状況等について、概ね年1回の調査を行うものとする。

10. 入所指針の公開

施設は、本入所判定指針を公開するものとする。

11. 適正運用

- ① 施設は、本指針に基づき適正に入所の決定を行なうものとする。
- ② 本指針は、適正な運用を行なう観点から原則として3年毎に見直すこととする。ただし、省令等により見直す必要が生じた場合はこの限りではない。

12. 適用年月日

附則 本入所判定指針の施設における運用は、平成 15 年 4 月 1 日から開始する。

「入所順位の評価基準表」の見直し

附則 本入所判定指針の施設における運用は、平成 18 年 4 月 1 日より開始する。

附則 平成 20 年 2 月 1 日から、「特別養護老人ホーム 庄の里 入所順位の評価基準表」について一部改正する。

附則 平成 21 年 2 月 1 日から、「特別養護老人ホーム 庄の里 入所順位の評価基準表」について、一部改正し施行する。

附則 平成 24 年 1 月 1 日、本入所判定指針を改正する。

(平成 24 年 2 月 10 日 岡山県長寿 第 2259 号により)

附則 本入所判定指針は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

(別紙)

特別養護老人ホーム 庄の里 入所順位の評価基準

1.待機期間

入所待機期間が3年以上	10点	10点
入所待機期間が2年以上3年未満	8点	
入所待機期間が1年以上2年未満	6点	
入所待機期間が半年以上1年未満	4点	
入所待機期間が半年未満	0点	

2.介護度

要介護5	25点	25点
要介護4	20点	
要介護3	15点	
要介護2	10点	
要介護1	5点	

3.日常生活自立度

日常生活自立度 V	13点	13点
日常生活自立度 IV	8点	
日常生活自立度 III	5点	

4.現在の居場所

自宅	10点	10点
病院	5点	
福祉施設(特養入所者は0点)	2点	

5.住所

倉敷市庄地区	10点	10点
倉敷市	5点	

6.家族等介護者の状況

単身・独居	12点	12点
高齢者世帯・介護者が虚弱	8点	
介護者が就業中・複数を介護	5点	

7.庄の里サービスの利用

庄の里のサービス(デイサービスやショートステイ等)を利用	12点	12点
------------------------------	-----	-----

8.希望居室

ユニット型個室を希望	8点	8点
どちらでも可	5点	

※最高得点 100点